

教育・保育施設に係る
利用定員の設定及び確認について

令和 3 年 8 月

子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の実施主体である市町村が、北海道等の認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所からの申請に基づき、市町村事業計画に照らし、1号認定（教育）、2号認定（保育）、3号認定（保育）ごとの利用定員を定めた上で給付の対象施設となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなっています。

《認可制度と確認制度の関係》

項 目	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	北海道	② 江別市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育	小規模保育	① 江別市	
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		

※「認可」及び「確認」を受けた施設・事業が、「子どものための教育・保育給付」の対象となります。

- ①は、『江別市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』に基づき認可を行う。
- ②は、『江別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』に基づき、利用定員を定めた上で確認を行う。

利用定員の設定予定等

令和2年度第3回の江別市子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設運営事業者募集（保育所の公募）に係る選考等について報告いたしました。公募で採択した5事業者が開設する予定の保育所について、下記のとおり利用定員を設定いたします。

令和3年11月に1施設、令和4年4月に4施設の開設を予定しています。

1 利用定員の新規設定予定等

(1) 令和3年度 利用定員を設定する施設

No.	施設名称	1号 (教育)	2号 (保育)	3号 (保育)		計	備考
		3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳		
1	江別桃の花保育園 (2条5丁目9-2えべつみらいビル1階)	—	0	17	3	20	新設
計		—	0	17	3	20	

(2) 令和4年度 利用定員を設定する施設

No.	施設名称	1号 (教育)	2号 (保育)	3号 (保育)		計	備考
		3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳		
1	memory tree 西野幌保育園 (西野幌 111-6)	—	56	28	6	90	新設
2	夢ふうせん東野幌保育園 (東野幌本町 7-20)	—	24	13	3	40	新設
3	認可保育園みらい (野幌屯田町 47-2)	—	24	13	3	40	新設
4	ラブクローバーのほいくえん江別 (3条1丁目5-1)	—	39	18	3	60	新設
5	江別桃の花保育園 (2条5丁目9-2えべつみらいビル1階)	—	49 (49)	1 (18)	0 (3)	50 (70)	定員増
計		—	192	73	15	280	

※ () は変更後定員

(3) 令和4年度 定員の内訳を変更する施設

No.	施設名称	1号 (教育)	2号 (保育)	3号 (保育)		計	備考
		3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳		
1	認定こども園あけぼの (大麻栄町 11-12)	△8 (141)	8 (46)	0 (27)	0 (6)	0 (220)	1号8人減 2号8人増
計		△8	8	0	0	0	

※ () は変更後定員

2 令和4年度の利用定員見込（合計）

No.	項目	1号 (教育)	2号 (保育)	3号 (保育)		計
		3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
1	新設（5か所）	0	192	90	18	300
2	新設以外の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設（36か所）	1,711	950	660	190	3,511
3	企業主導型保育施設（5か所）	0	14	23	10	47
令和4年度利用定員 ①		1,711	1,156	773	218	3,858
令和3年度利用定員（参考） ②		1,719	948	677	199	3,543
差（①－②）		△8	208	96	19	315

3 令和4年度の利用定員と、計画における提供体制との比較

項目	1号 (教育)	2号 (保育)	3号 (保育)		計
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
利用定員 ①	1,711	1,156	773	218	3,858
計画上の提供体制（利用定員） ③	1,717	962	725	201	3,605
差（①－③）	△6	194	48	17	253

4 令和4年度の利用定員と、量の見込の比較（2号・3号）

項目	2号 (保育)	3号 (保育)	
	3~5歳	1~2歳	0歳
利用定員 ①	1,156	773	218
量の見込み（入所希望者数） ④	1,054	825	188
差（①－④）	102	△52	30

※④は公募時点（令和3年2月）推計値

※江別市の待機児童の多くは0～3歳児であります。保育所の新設にあたっては4～5歳児の定員設定も必要であるため、2号認定（3～5歳児）について、一時的に量の見込みを超えた提供体制を確保することとなります。今後、定員と入所者数に乖離がある施設について、定員の調整（減少）について検討し、市内全体で利用定員の適正化を図っていくこととします。

また、就学前人口が2年連続で計画の推計値を大幅に上回っていることから、計画における「将来子ども人口」、「量の見込み」、「提供体制」などの指標について、計画の中間年である令和4年度に見直しを行う必要があると考えています。